

電気用品安全法逐条解説

第1章 総則

この章には、この法律を制定する目的とこの法律による規制の対象となる電気用品の定義に関する規定2箇条を置いている。

(目的)

第1条

【解説】

本条は、この法律が電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とすること、いいかえれば電気用品の安全性を確保し、もって公共の安全の維持に寄与することを目的とすることを明らかにしている。この目的を達成するための手段として、国は技術基準を定め、当該基準を満たすことが確認された製品について表示を付すことを認めるとともに、表示の付されていない電気用品の販売及び使用を禁止するという一連の規制が行われる。

- 1 「電気用品」については、第2条の定義を参照。
- 2 「電気用品の製造、販売等」には、電気用品の使用が含まれる。
- 3 「電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進すること」について「民間事業者」とは、電気用品の製造、輸入及び販売を行う事業者並びに民間検査機関の両者を包含するものである。

すなわち、当該部分は電気用品の具体的な安全性を確保する主体は第一義的に民間であることを明確にしたものである。「自主的な活動」とは、「自ら主体となって行う活動」ともいうべきものであって、具体的には、平成11年の改正において、製造事業者等自身による技術基準への適合性についての自主検査を導入したこと、特定電気用品の適合性検査を行う認定検査機関又は承認検査機関について、これまでの行政代行性を持った機関から技術基準適合性に関する第三者確認を行う機関へ位置づけが変更されたことに伴い、民間検査機関が参入できることとされたこと等を示しており、民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品の安全性を確保することを目的としている。

これまで同様、安全確保の責任主体は民間であることに変わりはないが、国は電気用品の安全確保のルールを策定し、具体的な電気用品の安全性確保については民間事業者の自主的な活動を通じて行うことが適切かつ規制の合理化に資するとの観点から、政府認証を廃止し自己確認制度へ移行することとしたものであり、この点を目的において明確に示すこととしたものである。

- 4 「電気用品による危険」には、火災、感電事故等があり、「障害」には電波障害等がある。

(定義)

第2条

【解説】

本条は、規制対象となる電気用品の範囲を明確にするため、電気用品の定義を定めるとともに、電気用品のうち適合性検査の対象となる特定電気用品の政令指定の基準を定めたものである。

- 1 電気用品の範囲（第1項）
 - ① 第1項第一号は、電気事業法でいう一般用電気工作物の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって政令（電気用品安全法施行令）で定めるものが電気用品として規制される旨を明らかにしている。これを受けて電気用品安全法施行令により個別に品目指定されている。
 - ② 第1項第二号は、多用途向けの電源として普及している携帯発電機を規制しようとするもので、これは一般用電気工作物に接続されることなく単独で使用されるため前号の定義には該当しないので別途規定されたものである。政令では、保安上用品規制が必要と認められる程度の範囲のものに限定するため定格電圧が30ボルト以上300ボルト以下のものを規制の対象とする旨規定されている。
 - ③ 第1項第三号は、電気製品の電源として広く普及している蓄電池（二次電池）を規制しようとするもので、これは前2号の定義には該当しないため、平成19年の法改正により新たに規定されたもの。これを受け政令では保安上用品規制が必要と認められる程度の範囲のものに限定するため、単電池一個当たりの体

積エネルギー密度が400ワット時毎リットル(Wh/L)以上のリチウムイオン蓄電池を規制の対象とする旨規定されている。

なお、本号追加にあたっては、蓄電池は電気用品として新たな類型であるため、電気用品安全法の各規定が十分に機能しうるものかについて次のように検証しており、それぞれ特段の問題なく機能するものとされた。

- 1) 国内の蓄電池メーカーが、国内の機器メーカーに供給する場合
 - ・国内の蓄電池メーカーが届出事業者となり、技術基準適合義務等が課される。当該義務を履行した時は、PSEマークを付すことができるため、これを蓄電池に付して販売を行う。
- 2) 国内の蓄電池メーカーが、その蓄電池を用いて機器を製造する場合
 - ・自社内で製造した蓄電池を他の製品の製造に用いる事業者が届出事業者となり、技術基準適合義務等が課される。
 - ・自社内で製造した蓄電池を他の機器の製造に用いて、当該機器と一体化させて販売する場合は、蓄電池の販売行為とは言えない。そのため、蓄電池にPSEマークが付されず市場に供給される可能性があるが、技術基準適合義務が履行されることで、電池の安全性は担保される。
- 3) 蓄電池の輸入事業者が国内の機器メーカーに供給する場合
 - ・蓄電池を単独で輸入する事業者が届出事業者となり、技術基準適合義務等が課される。当該義務を履行した時は、PSEマークを付すことができるため、これを輸入した蓄電池に付して販売を行う。
- 4) 機器の輸入事業者が機器とともに電池を輸入する場合
 - ・機器とともに電池を輸入する形態として、①機器と分離・同梱した状態と、②機器に完全に組み込んだ状態とがありうるが、①の機器と分離・同梱して蓄電池を輸入する場合は、蓄電池の輸入と解されることから、機器の輸入事業者が届出事業者となり、技術基準適合義務等が課される。そのため、輸入後の販売については、蓄電池としてではなく、完成品である機器として販売されることとなるため、蓄電池にPSEマークが付されず市場に供給される可能性があるが、蓄電池の安全性は、技術基準適合義務の履行により担保される。
 - ・一方、②の蓄電池が機器に完全に組み込まれたような状態で輸入される場合は、当該機器の輸入と解されるため、当該機器の輸入事業者は、蓄電池の届出事業者とはならず、当該機器に組み込まれている蓄電池に対しては、電気用品安全法上の規制がかからないが、これは現行法における部品としての電気用品と同じ扱いとなる。
 - ・仮に他の機器に組み込まれている電池について規制する必要が生じれば、最終製品を電気用品の規制対象に含めることで、安全性を確保することとなる。

2 特定電気用品の指定(第2項)

- ① 第2項は、第1項により政令で電気用品に指定されるもののうちその構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生するおそれの程度に軽重があるものと考えられ、その程度の重いものについては、特定電気用品として品目指定を行い、第三者の国内登録検査機関又は外国登録検査機関による適合性検査を義務付けることとしている(第9条)。
- ② 「構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品」とは、製品の潜在的危険性、製品事故発生蓋然性、製品の選択性等を考慮し、総合的に判断することとなるが、具体的には、(1)電線・配線器具のように長時間連続で無監視状態で使用するもの、(2)治療用電気器具のように人体に直接接触して使用するもの等をいう。特定電気用品以外の電気用品には、ほとんどの家電製品等が該当する。

3 平成11年の法改正前は、電気用品は甲種電気用品、乙種電気用品の二種類に分類され、甲種電気用品については登録・型式認可という政府による認証、乙種電気用品については事業者の自己確認により、電気用品の技術基準への適合性を確認することとされていた。

同改正により政府認証が廃止されたことから、電気用品の安全性確認は事業者自身による自主検査によるものとされ、特定電気用品においてはそれに加えて第三者機関による適合性検査を行うこととなっている。

第2章 事業の届出等

この章には、電気用品の製造事業者及び輸入事業者を規制するため、事業の届出(第3条)、承継(第4条)、変更の届出(第5条)、廃止の届出(第6条)、届出事項に係る情報の提供(第7条)に関する規定が設けられて

いる。

(事業の届出)

第3条

【解説】

本条は、電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業大臣に届け出なければならないこと及びその届出に必要な手続事項を定めたものである。

- 1 本法では、第27条により、表示の付されていない電気用品の販売は原則禁止されており、電気用品に表示を付す法的権能を持つ届出事業者となるためには届出を行う必要がある。届出を行わなければならない主体としては、電気用品の我が国市場への第一次的な供給者である製造事業者及び輸入事業者としている。
- 2 本法においては、電気用品の製造・輸入に係る事業者数の多さ、生産高における輸出品の割合の高さ等の理由から輸出用の電気用品の国内への流入に対し迅速に対処するため、輸出専用の事業者についても届出を義務付けている。なお、輸出用の電気用品については、第54条で特例を設けている。
- 3 「電気用品の製造」とは、電気用品を完成させる行為をいい、電気用品の部品の製造を含まない。また、完成させる行為そのものを下請に出す場合は、請け負った下請事業者が届出義務者となる。
- 4 輸入代行の場合においては、その実態によって一概には決しがたいが、当該輸入品を販売する者が届出義務者になるものと考えられる。
- 5 「事業開始の日から30日以内」とは、「事業開始の日から30日以内に到着するように」という意味である。
- 6 届出事項は次のとおりである。
 - ① 氏名及び住所（個人の場合）
名称、住所及び代表者の氏名（法人の場合） 第一号
 - ② 経済産業省令で定める型式の区分 第二号
ア 届出は、電気用品の区分に従い、当該電気用品の区分毎に行うこととされ、型式の区分の追加あるいは削除の場合は変更の届出（第5条）を行えばよい。
イ 「型式」とは、構造、材質又は性能等について「型式の区分」により分類された、製品の安全確保上同様の性質を有すると認められる範囲である。この届出により、経済産業大臣は表示を付している事業者がどのような製品を取り扱っているかを把握し、報告徴収や立入検査、改善命令や表示の禁止等の処分の対象となる相手方、当該対象製品等を特定する。
また、基準適合義務に違反した場合等の表示の禁止（第12条）は、危険と判断される電気用品の流通を防止するものであることから、届出された型式の区分に従って発することとなる。また、これにより同一事業者の他の問題のない型式区分の電気用品にまで影響を及ぼさないことができる。
 - ③ 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者の場合は当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所） 第三号
ア 届出事業者が製造事業者である場合には、届出の対象はその製造工場又は事業場である。
イ 届出事業者が輸入事業者である場合には、届出の対象は輸入する電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所である。
- 7 本条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は第58条第一号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

(承継)

第4条

【解説】

本条は、営業譲渡、相続、合併、分割により前条の規定による届出に係る電気用品の製造又は輸入の事業の全部が他者に移ったときは、届出の効果も承継されることを定めるものである。

- 1 営業譲渡、相続、合併、分割により届出に係る電気用品の製造又は輸入の事業の全部が他者に移ったときは、届出の効果も承継される。したがって、事業を譲り受けた者は、新たに届出を行う必要はなく、地位を承継した旨の届出をすれば足りる。
- 2 営業譲渡の場合、届出事業者の地位が承継されるのは、届出に係る事業の「全部」を譲渡した場合であって、事業の「一部」を譲渡したときは、承継は認められない。
- 3 相続人が二人以上ある場合で、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定しないときは、「全相続

人」が被相続人たる地位を承継する。

- 4 「その事実を証する書面」とは、営業譲渡の場合には営業譲渡契約書の写し、相続の場合には戸籍謄本及び相続権者の同意書等、合併又は分割の場合には登記簿謄本を指す。
- 5 本条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は第60条の規定により20万円以下の過料に処せられる。

(変更の届出)

第5条

【解説】

本条は、届出事項に変更があったときの届出義務及びこれに関する手続き事項について定めたものである。

- 1 軽微な変更とは、施行規則において事業者が法人である場合、当該法人の代表者の氏名の変更としている。
- 2 本条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、第60条の規定により20万円以下の過料に処せられる。

(廃止の届出)

第6条

【解説】

本条は、届出事業者が届出に係る事業を廃止したときの届出義務について定めたものである。

- 1 届出に係る事業の全部を譲渡し、第4条の規定によって承継が行われた場合には、事業の廃止ではない。
- 2 事業の廃止とは、事業を行うことを永久にやめることをいう。将来再開する意志で事業を行うことを一時やめることは「事業の休止」であって「事業の廃止」ではない。「休止」と「廃止」との区別は、事業者の意志できまることがあるが、実際には客観的な事実を基礎として決定すべきであろう。
- 3 電気用品の指定に関し、政令の改正が行われた結果、製造中の電気用品がこの法律の対象から外れた場合には、廃止の届出を行う必要はない。
- 4 届出に係る全ての型式について事業を廃止し、新たな型式について事業を開始する場合は、電気用品についての事業を廃止する意思はないと考えられるので、変更の届出で足りると解される。
- 5 本条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、第60条の規定により20万円以下の過料に処せられる。

(届出事項に係る情報の提供)

第7条

【解説】

本条は、届出事項に係る情報の提供について定めたものである。

- 1 製造事業者又は輸入事業者が表示を付するために必要な届出を行っているかどうかは、営業の譲渡を受けようとしている者又は特に取引先にとって重要な問題であるので、何人に対しても、製品についての表示権能を確認するために必須の事項である届出事業者の氏名、住所等(第3条第一号)及び取り扱っている製品の型式(第3条第二号)について、情報の提供の請求を認めている。
- 2 本条の規定による情報の提供については、手数料を要しない。

第3章 電気用品の適合性検査等

この章には、電気用品の技術基準適合と表示に関する規定として、基準適合義務等(第8条)、特定電気用品の適合性検査(第9条)、表示(第10条)、改善命令(第11条)、表示の禁止(第12条)が設けられている。

(基準適合義務等)

第8条

【解説】

本条は、届出事業者が電気用品の製造又は輸入に当たって遵守すべき基準適合義務並びに自主検査義務及び検査記録の作成・保存義務について定めたものである。

I 基準適合義務（第1項）

- 1 届出事業者が本義務を負うのは表示権能を持つからである。表示を行う者は電気用品に表示を付するに当たり、製品の技術基準への適合性を自ら確認し、安全性について責任を持たなければならない。
- 2 本条第1項により、電気用品について届出事業者に課せられる義務は、当該電気用品に係る技術基準に適合するように製造又は輸入することであり、また、第2項の検査により適合を確認することであるから、省令改正等により技術基準が改められたときは、その施行の日以後は新しい基準を守る義務が生じる。ただし、経過措置がある場合には、その規定による。
- 3 届出事業者が技術基準適合義務に違反した場合、直ちに刑罰に科せられることはないが、第11条の改善命令の対象となるほか、安全上特に問題があるときは第12条の表示の禁止又は第42条の5の危険等防止命令の対象となる。

このような取扱いとしたのは、現在の製造技術において大量生産等を行う場合、一部に技術基準に適合しない電気用品が製造又は輸入されることは少ないと考えられるが、万一こういった事態が生じ、これらが検査の目を偶発的にくぐって販売された場合には、直接刑罰を一律に科することは適当でなく、一義的には改善命令等事業者における対応手段をとらせることが適切と考えられるからである。

- 4 届出に係る電気用品であっても、①特定の用途に供するものであって経済産業大臣の承認を得たもの及び②試験用に製造されるものについては、本条第1項、第2項の義務は適用されない。

① 「特定の用途に使用される電気用品を製造し、又は輸入する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。」

この法律の規制を受ける電気用品は、主として一般家庭で使用されるものに限定されるが、時として、これらの電気用品が特定の場所あるいは特定の方法で使用されるため、一般家庭で使用される場合に要求されるような基準を適用する必要がない場合がある。第1項第一号ただし書の承認は、このような場合に行われるものである。

特定の用途の主な例としては次のようなものがあり、詳細は、通達「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（20131220 商第27号）」に示されている。（なお、輸出用の電気用品については、第54条において特例が定められている。）

- ・ 外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル）
- ・ 既に生産が終了した電気楽器等であって、他により代替することができないもの（ビンテージ）
- ・ 法による規制以前に生産された電気スタンド等であって、法第8条第2項で定めるものと同様の検査を行い、その検査記録を作成し、安全性を確保したもの（アンティーク）

なお、この承認は原則として一定数量に限定して行われ、また、その電気用品に特定用途向けの承認を受けたものである旨の表示を付すること、一定期限までにその電気用品が当該特定用途に供された旨の立証ないし報告をすること等の条件を付することができると考えられる。（法第43条参照）

② 「試験的に製造し、又は輸入するとき。」

第二号でいう「試験的」とは、新製品開発、商品テスト等の場合における社内用等を示している。新製品の開発のため種々の試作を行うことは技術の進歩を図るため必要なことであり、かつ、その電気用品は一般の流通に置かれないものである（もし、一般の流通に置かれれば試験的製造とはいえない。）から保安上の支障もない。

II 自主検査及び検査記録の作成、保存義務（第2項）

- 1 電気用品の技術基準への適合性については、その製造又は輸入する電気用品に対する検査において確認されることとなる。このため、本条第2項では、届出事業者はその製造又は輸入する電気用品について、①経済産業省令に規定する検査を行い、②その検査記録を作成し、③その検査記録を保存しなければならないこととしている。これは、技術基準への適合性を事業者自らが確認するという制度において必要不可欠となる義務である。なお、法第9条の検査との識別のため、本解説では①の検査を「自主検査」という。
- 2 また、本義務の履行は電気用品に表示を付するために必要な要件である。さらに特定電気用品の場合は、本義務の履行に加え、第9条第1項の義務の履行が必要である。（第10条参照）
- 3 自主検査及びその検査記録の作成、保存は、事業者自身の責任の下に行われる必要があるものの、具体的に検査を行う主体は任意の第三者機関に委託することも可能である。
- 4 検査の方式については経済産業省令に規定しているが、特定電気用品については従来甲種電気用品に課されていたものと同じであり、特定電気用品以外の電気用品については原則、外観、絶縁耐力、通電となっている。検査記録には所定事項を記載すれば足り、その形式は問わない。具体的な記載事項としては次のとおり。

- ①電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- ②検査を行った年月日及び場所
- ③検査を実施した者の氏名
- ④検査を行った電気用品の数量
- ⑤検査の方法
- ⑥検査の結果

検査記録の保存方法については、電磁的方法による保存ができる。また、保存期間については、検査の日から3年である。

- 5 本条第2項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった者は、第12条第二号の規定による表示の禁止の適用対象となるほか第58条第二号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

(特定電気用品の適合性検査)

第9条

【解説】

本条は、届出事業者が電気用品の製造又は輸入に当たって遵守すべき適合性検査の受検義務及び基準適合に係る証明書の保存義務について定めたものである。

- 1 特定電気用品は、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多いものであるため、第8条第2項の自主検査に加えて、その技術基準への適合性について、第三者たる経済産業大臣の登録を受けた者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）による適合性検査を受けなければならない。

適合性検査については、不適合の場合もあることから、電気用品が消費者の手に渡る前、すなわち製造事業者等が「販売する時まで」に、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の適合性検査を受け、かつ同検査機関の発行する証明書の交付を受けなければならないこととしている。

- 2 製品の検査手法については、適合性検査の対象となるものとして次の二通りを規定している。

- ① 製造又は輸入した特定電気用品（第一号）

販売に係る特定電気用品そのものに対し検査を行うものであり、いわゆる検定方式に相当するものである。

- ② 製造又は輸入に係る特定電気用品の試験品及び当該特定電気用品にかかる届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの（第二号）

特定電気用品の試験品、いわゆる型式モデルを検査することにより製品の設計の技術基準への適合性を確認するとともに、その特定電気用品にかかる検査設備を検査することにより届出事業者が設計に従った製品を安定的に供給できる能力を持つことを確認するものであり、平成11年の法改正前の登録、型式認可に相当するものである。

「検査設備その他経済産業省令で定めるもの」については、現時点においては、検査設備のみが規定されている。

- 3 ①については、当該特定電気用品が技術基準に適合しているとき、②については、試験用の特定電気用品が技術基準に適合し、かつ、届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるものが「経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準」に適合しているときは、国内登録検査機関又は外国登録検査機関は、証明書を届出事業者に交付することができる。この証明書については、第2項の「経済産業省令で定めるところにより、」記載事項を定めている。

第2項において、「できる」と規定しているのは、検査機関は登録を受けたことにより、本法において効力を有する証明書を交付する権能を持つこととなるからである。本条の適合性検査において、検査対象が基準に適合しているにも関わらず、証明書を発行しないような場合については、公正でない適合性検査を行っているとして第40条の2の改善命令や第41条及び第42条の4の登録の取消しの対象となりうる。

なお、本条の適合性検査の結果に対して異議のある届出事業者は、第52条の規定により経済産業大臣が国内登録検査機関又は外国登録検査機関に対して改めて適合性検査を行うことを命ずること又は請求することを求める申請を行うことができる。

- 4 届出事業者が既に②の証明書の交付を受けており、かつ、これを保存している場合には、同一の型式に属する特定電気用品については、政令で定める有効期限内は本条の義務を履行する必要はない。これは、「型式」とは構造、材質若しくは性能等について、製品の安全確保上同様の性質を有すると認められる範囲であるため、ある型式に属する製品の試験品の基準適合性が確認され、その型式の製品の検査に必要とされる設備の基準適

合性が確認された場合には、当該型式に属する他の製品についても同様の安全性を確保する能力があると考えられるからである。

また、有効期間を設けたのは、ア) 試験品に関する適合性検査を受けて製造又は輸入する特定電気用品についても、一定の期間の経過に伴い事業者における品質管理能力の変動等が想定され、再確認の必要性があること、イ) 技術進歩、使用形態等の変化に応じて技術基準又は検査設備等に関する基準が変更されるため、これらに事業者が対応する能力があることを確認する必要があることによるものであり、具体的な期間については品目毎の特性（事故の発生状況、技術基準又は検査設備等に関する基準の改正の頻度等）に即して政令で定めている。

- 5 証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合には、本条の義務を履行する必要はない。「経済産業省令で定めるもの」としては、輸入に当たってのアクセスを容易化するため、外国の製造事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた技術基準に適合している旨の書面の写し又は届出製造事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関から交付を受けた適合性検査証明書の写しとした。
- 6 本条第1項の規定に違反して証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかった者は、第12条第二号の規定により表示の禁止の対象となるほか第58条第三号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

(表示)

第10条

【解説】

本条は、届出事業者が本法に規定する義務を履行したときは、一定の表示を付することができること、それ以外の電気用品にはその表示を付してはならないことを定めたものである。

- 1 本条の規定により表示を付することができるのは、次の要件を満たしている場合である。
 - ① 第3条の規定による届出をした製造事業者又は輸入事業者が、
 - ② その届出に係る型式の電気用品について、
 - ③ 技術基準への適合性についての自主検査及び検査記録の作成、保存義務（第8条第2項）を履行した場合、特定電気用品についてはこれに加えて国内登録検査機関又は外国登録検査機関による証明書の交付を受け、これを保存する義務（第9条第1項）を履行した場合
- 2 平成11年の法改正前は事業者に対して、販売する電気用品に表示を付すことを義務付けていたが、同改正において、国による登録・型式認可制度等の政府認証制度を廃止したことから、事業者に対する表示の義務付けは廃止された。

そのため、一定の手続を行った事業者に対してのみ表示権能を与えることとし、それ以外の場合における違法な表示については、第2項の表示の制限と第27条第1項の販売の制限により禁止している。また、表示の意味についても、規制対象であることを示すことには変わらないものの、これまでのような政府によって基準への適合性が確認されたものと同等であることを表すものから、事業者により基準への適合性が確認されたことを表すものにその位置づけを変更することとした。
- 3 本条の経済産業省令で定められているものは、マークの意匠、届出事業者名（及び特定電気用品にあつては国内登録（又は外国登録）検査機関名）である。
- 4 施行規則第17条の規定による承認を受ければ、表示に係る事業者名に略称を用いることができる。なお、略称は名称を簡潔に省略したものであり、かつ、その略称によって容易にその名称を察知しうるものでなければならない。
- 5 本条第2項の規定に違反して表示を付した者は、第57条第一号の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。また、第59条第二号の規定により両罰規定が適用される。

(改善命令)

第11条

【解説】

本条は、経済産業大臣が届出事業者に対し、製造若しくは検査の方法等の改善の措置をとるべきことを命ずることができることを定めたものである。

- 1 本条に基づく改善命令の発動は、届出事業者が製造又は輸入する電気用品が技術基準に違反している場合に行われるが、その違反の内容が危険又は障害の発生のおそれの特に多い場合は、次条の表示禁止命令又は第42条の5の危険等防止命令が発動され、それ以外の安全上軽度の違反、例えば部品を交換すること等により改善

できるものについては本条の改善命令の対象となり、経済産業大臣は電気用品の製造方法、輸入方法、検査方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることとなる。

2 本条の規定による命令に違反した場合は、第12条第三号の規定により表示の禁止の対象となる。

(表示の禁止)

第12条

【解説】

本条は、経済産業大臣が一定の場合に、届出事業者に対して、1年以内の期間を定めて第10条の表示を付することを禁止することができることを定めたものである。

1 届出事業者は、その届出に係る電気用品について所定の義務を履行したときは、自ら表示を付することができることとされているが(第10条参照)、本条は一定の場合に当該権能を停止するための規定である。

2 本条の禁止は、主な目的又は効果により次のとおり分類される。

① 第一号

届出事業者の製造又は輸入した電気用品について、技術基準不適合により、危険又は障害の発生のおそれが生じ、又は現に生じた場合には、第11条の改善命令により基準適合を促すのみでは迅速な消費者保護の観点から不十分であるため、当該届出事業者の表示の権能を停止することにより、以後の当該電気用品の流通を防止することとしている。

② 第二号及び第三号

届出事業者が表示の権能を持つことに伴って課される義務について、その履行がなされていない場合においては、表示イコール事業者が特定製品の基準への適合性を確認したことを示すものであるという一般消費者の信頼感が損なわれるため、こうした届出事業者に対して表示の権能を停止することとしている。

この場合、表示の禁止は、実質的に販売の停止を意味するため、例えば承継の届出義務(第4条第2項)違反のような軽微な違反についてその対象とすることは事業者に対して過剰な規制となるので、前述の表示への信頼感という観点から次に掲げる義務、命令への違反を対象としている。

ア 自主検査及び検査記録の作成、保存義務(第8条第2項)又は特定電気用品についての証明書の交付、保存義務(第9条第1項)違反 第二号

イ 電気用品の技術基準不適合の場合における改善命令(第11条)違反第三号

3 「型式」とは、構造、材質もしくは性能等について「型式の区分」により分類された、製品の安全確保上同様の性質を有すると認められる範囲であるため、表示の禁止についても、基本的に型式を単位として発動される。

4 表示の禁止は当該型式に属する電気用品について実質的に営業停止の効果を有することから、禁止期間については、現実の違反状態に合わせて必要最小限の期間を弾力的に定めることができるよう、本条では1年以内の範囲で定めることとしている。

5 本条第一号の規定による禁止に違反して表示を付したときは、第57条第二号の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。なお、法人の場合にあっては第59条第一号の規定により法人重課の対象となり、1億円以下の罰金に処せられる。

本条第二号及び第三号の規定による禁止に違反して表示を付したときは、「第10条の規定により表示を付することが禁止」された者が表示を付したものとして第10条第2項の表示の制限違反に該当するため、第57条第一号の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。同様に法人の場合にあっては第59条第二号の規定により法人重課の対象となり、100万円以下の罰金に処せられる。

なお、本条第一号の表示の禁止違反は、第10条第2項の表示の制限違反を同時に満たすが、本条第一号の表示の禁止違反は危険等を伴うものであり重いことから、第59条第一号の規定と併せて重罰を科している。

第13条から第26条まで 削除

第4章 販売等の制限

この章には、電気用品の販売事業者に関する規制と一定の者に電気用品の使用を制限する規制について、2箇条の規定をおいている。

(販売の制限)

第 27 条

【解 説】

本条は、電気用品の製造事業者、輸入事業者又は販売事業者が、この法律の規定に基づく適法な表示が付されていない電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列することを禁じた規定である。

I 販売の制限（第 1 項）

1 平成 11 年の法改正前は、この条の対象となる者は「電気用品の販売の事業を行う者」とし、「自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業」を除いていた。これは、これらの事業を行う者は、それぞれ製造事業者又は輸入事業者としての規制を受けることから表示義務が課されており、あらためてこの条の規制を適用する必要がないからである。同改正において、国による登録・型式認可制度等の政府認証制度を廃止し、新たに民間の登録検査機関による適合性検査制度を導入するに当たって、これらの事業者に係る表示義務を廃止したことにより（第 10 条第 1 項）、第 27 条第 1 項の販売の制限の対象に「自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業」を含むこととしたものである。

2 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者は、第 10 条の規定による表示が付されていない電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列したときは本条違反となるが、第 10 条の規定による表示とは、

①第 3 条の規定による届出をした製造事業者又は輸入事業者が、

②その届出に係る型式の電気用品について、

③技術基準への適合性についての自主検査及び検査記録の作成、保存義務（第 8 条第 2 項）を履行した場合、

特定電気用品についてはこれに加えて国内登録検査機関又は外国登録検査機関による証明書の交付を受け、これを保存する義務（第 9 条第 1 項）を履行した場合

に付される表示であり、それ以外の表示については、外形上正しい表示が付されたものであっても法律上は無表示品として取り扱われることとなる。

この場合、販売事業者については、電気用品に表示が付されているかどうか、及びこの表示が第 10 条の経済産業省令で定める方式のものであるかどうかを確認すれば足り、その電気用品が実際に製造事業者又は輸入事業者が自主検査をし、検査記録の作成、保存をしているかどうか、特定電気用品についてはこれに加えて国内登録検査機関又は外国登録検査機関による適合性検査を受け、これを保存しているかどうか等について確認しなかったとしても法律上責任はない。ただし、販売事業者が当該電気用品の表示がこの法律に基づいて付されたものでないことを明らかに知っている場合、例えば、製造事業者が特定電気用品について国内登録検査機関又は外国登録検査機関の証明書の交付を受けないで第 10 条に規定する表示を付したことを販売事業者が知っていながら、なお消費者に販売したような場合には当然に有責であり、本条違反の罰則の適用を受ける。

3 禁止される行為は、表示が付されていない電気用品を「販売すること」及び「販売の目的で陳列すること」である。「販売すること」とは、対価を受けることを条件として当該電気用品を他人に譲り渡すことであり、当該電気用品を現実に相手方に引き渡した時に違反行為が完成する。しかし、このような販売行為自体を抑えるだけでは現実問題として規制の実効が挙げられず、明らかに販売の目的をもってこれらの電気用品を店頭で陳列する行為をも、禁止する必要がある。「販売の目的で陳列してはならない」としたのはこのためであり、倉庫に保管したりショーウィンドウに見本として陳列したりすることは別として、顧客がそれを売買の目的物として特定しうるような形で店頭で陳列することは、販売の目的で陳列するものと解してよい。

4 紛らわしい表示を付して、それを販売した場合には、本条違反と第 10 条第 2 項違反が同時に成立する。この場合には、後者は、前者に吸収されることとなり、罰則は、本条違反に対してのみ適用される。

5 本条の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は第 57 条第一号の規定により 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。また、第 59 条第二号の規定により両罰規定が適用される。

II 販売の制限の例外届出、承認（第 2 項）

特定の用途に使用される電気用品であって、経済産業大臣の承認を受けたものについては、本条の適用を除外される。本来この法律の規制を受ける電気用品は、主として一般家庭で使用されるものに限定されるが、時としてはこれらの電気用品が、特定の場所等であるいは特定の方法で使用されるため、一般家庭で使用される場合に要求されるような基準を適用する必要がない場合があるからである。

本条の適用を除外される場合は次のとおりである。

① 「特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。」（第一号）

これは、国内で販売されるものであるが、特定の需要家、特定の方法等で使用され、一般消費者の手には

渡らないような場合（例えば、大学・研究所等の実験用に供される場合など）である。したがって、経済産業大臣は、電気用品のスペックの特殊性、需要家の限定性、製造又は販売数量の限定性等を考慮して個別に承認を与えることになる。なお、この承認は無表示で販売することについての承認である。

② 「第8条第1項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。」（第二号）

これは、届出事業者が技術基準に適合しない電気用品を製造又は輸入することにつき、既に経済産業大臣の承認を受けているため、本条の適用除外としたものである。この場合、販売事業者自身は、あらためて承認を受ける必要はない。

現実には、このような特定用途向けの電気用品が一般の販売店を通じて販売されることはほとんどないが、製造事業者の販売部門が別会社となっている場合に、その販売会社を通じて特定用途に供されることがありうるため、規定されたものである。

なお、試験的に製造された電気用品は、もともと流通しないはずのものであるため規定していない。また、輸出用電気用品については、第54条に規定されている。

（使用の制限）

第28条

【解説】

本条は、電気用品の使用の制限について定めたものである。

1 第1項は、

① 電気事業者、自家用電気工作物設置者又は電気工事士等に対する電気用品の使用の制限について定めたものである。

これらの者は、いずれも電気施設の保安に関し一般人よりはるかに高度の知識及び責任を要求される地位にあり、このような使用制限の義務を負うことは当然である。

② ①に掲げる者は、この法律の規定による表示が付されていない電気用品を電気事業法第2条第1項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。ここにいう「電気工作物」とは、広く「発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電線路その他の工作物」をいう。

③ 「設置又は変更の工事に使用してはならない」というのは、当該工事の対象たる電気工作物の一部を構成するものとして使用することを禁止する趣旨である。

2 第2項は、国内において電気用品を部品又は附属品とする物品の製造の事業を行う者に対する使用の制限を定めたものである。

① この制限の対象となる「物品」は、保安上の必要性を考慮して政令で定められることとなっている。具体的には、僅少の部分に電気用品が使用される物品が指定されることになると考えられるが、現在この政令で指定された物品はない。通常、電気用品が部品又は附属品として使用される物品は、それ自体を電気用品として規制する必要がある場合が多く、その場合には、その製造、販売等について直接に規制されるので、この政令で指定されることはない。電気用品を部品又は附属品とする物品が第2条の政令でそれ自体「電気用品」として指定されるか、あるいはこの項の政令で指定されるかは、その物品又は附属品たる電気用品以外の部分の構造、材質、性能等が危険又は障害の発生に相当の影響があるかどうかによる。

② この政令で定められた物品の製造の事業を行う者は、その物品又は附属品たる電気用品を自ら製造して使用すると、他から購入して使用するとを問わず、第10条第1項の表示が付されていないものを使用してはならない。自ら製造して使用する場合には、その者は同時にその部品又は附属品たる電気用品の製造の事業を行っているのであるから、当然、第3条の届出及び第8条第2項（特定電気用品の場合は、同項及び第9条第1項）の義務を履行していなければならない。

③ この政令で定められた物品の販売事業者には何ら規制を加えていない。この物品そのものは電気用品でないから第27条第1項の販売の制限の適用を受けず、また、その物品の外見からは、その部品又は附属品たる電気用品に表示が付されているかどうかは必ずしも容易に判別できないからである。

3 適用除外の準用（第3項）

前条第2項の規定がこの条に準用されるので、特定用途向けの承認を受けた電気用品は、第10条第1項の表示が付されていなくとも、使用して差し支えない。これは、第1項の場合に特に活用されるものと考えられる。

4 本条の規定に違反して電気用品を使用した者は、第57条第四号の規定により1年以下の懲役又は100万円

以下の罰金に処せられる。また、第 59 条第二号の規定により両罰規定が適用される。

第 5 章 検査機関の登録等

この章には、特定電気用品の適合性検査を行う国内登録検査機関及び外国登録検査機関に関する規定 16 箇条が設けられている。

第 1 節 検査機関の登録

(登録)

第 29 条

【解説】

本条は、適合性検査を行う国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録は、適合性検査を行おうとする者の申請を持って行うものであることを定めたものである。

- 1 申請者の記載事項及び添付書類は次のとおり（省令第 20 条参照）。
 - ① 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの
 - ② 申請者が法第 30 条各号の規定に該当しないことを説明した書面
 - ③ 申請者が法第 31 条第 1 項各号の規定に適合することを説明した書類
- 2 「経済産業省令で定める特定電気用品の区分」とは、特定電気用品の中で、共通の設備を用いて適合性検査を行うことができるものを一つの区分にまとめて、これを登録の単位としたものである。
- 3 経済産業大臣は、本法の的確かつ円滑な施行を確保する観点から、機構に、第 9 条第 1 項の登録を受けようとする者が第 31 条第 1 項各号に規定する登録の基準に適合しているかどうかに関する専門的知識を要する調査を行わせることができる。
- 4 経済産業大臣は、第 9 条第 1 項の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない（第 44 条第一号）。
- 5 適合性検査を実施する検査機関については、平成 11 年の法改正により、国による指定試験機関制度が廃止され、公益法人であることを要件としない認定/承認検査機関制度に移行した。更に、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）において、法律に基づいて公益法人が国から指定・認定等を受けている検査・検定等の事務・事業については、法令等に明示された一定の要件を備え国により登録された第三者機関により事務・事業を実施する制度へ移行することとされたことを踏まえ、「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律」（平成 15 年 6 月 11 日法律第 76 号）の施行に伴い、認定/承認検査機関制度は、現在の経済産業大臣の登録を受ける制度へと変更された。

(欠格条項)

第 30 条

【解説】

本条は、登録の申請者の欠格事由を定めたものである。

- 1 国内登録検査機関又は外国登録検査機関が業務を公正に行うことを確保することは、この法律全体に係る法秩序の維持に重大な意味を持つので、第一号では、敢えてこの節以外の規定についても、これに違反して罰金以上の刑に処せられた等の者を欠格条項該当者としている。
- 2 第一号の「2 年」の期間の起算点は、執行が終わった日か、又は執行を受けることがなくなった日の翌の日（民法第 140 条）から起算する。

罰金以上の刑に処せられた者が刑の執行を猶予され、猶予の言い渡しを取り消されることなく猶予期間を経過したときは、刑の言い渡しは効力を失う（刑法第 27 条）から、その時から第一号に該当しなくなる。
- 3 第三号の「業務を行う役員」とは、株式会社の取締役、合名会社の業務執行社員、公益法人の理事等をいい、法人の業務の監査に当たる者は、法人の役員ではあるが、ここにいる「業務を行う役員」には該当しない。

(登録の基準)

第 31 条

【解説】

本条は、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録の基準について定めたものである。

- 1 第 1 項第一号の「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合」

とは、具体的には ISO/IEC 17065 に適合していることをいう。

- 2 第1項第二号は、適合性検査が不公正に行われるおそれを排除するために定められたものである。
- 3 第2項は、第9条第1項の登録をする際は、検査機関登録簿に必要事項を記載し、管理することを定めたものである。

(登録の更新)

第32条

【解説】

本条は、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録の更新期間を定めるとともに、更新の際には登録と同様の手続き及び基準を適用することを定めたものである。

更新期間については、ISO/IEC ガイドのような国際ガイドラインや海外の実態等を参考にしつつ、公正性等の担保される期間として3年と定めている。

第2節 国内登録検査機関

(適合性検査の義務)

第33条

【解説】

本条は、国内登録検査機関が適合性検査を行うに当たって守るべき義務について定めたものである。

- 1 製造事業者又は輸入事業者は、国内登録検査機関の適合性検査を受けなければ特定電気用品の流通を行えないため、国内登録検査機関が正当な理由なく、適合性検査を拒否したり、遅らせたりした場合には事業者に与える影響が大きいため、第1項では、料金の支払いがない場合や天災で設備が破損した場合のような正当な理由がある場合を除き、適合性検査を実施しなければならない義務を課したものである。
- 2 事業所とは技術的な業務の運営をつかさどる場所を意味し、「事業所において」とは、事業所を拠点として、という意味を示す。外国にある事業所において適合性検査を行おうとする者は、外国登録検査機関(第42条の3)として行うこととなり、国内登録検査機関の資格を得ることはできない。
- 3 第2項は、国内登録検査機関に業務の裁量性を認める一方で(第35条の解説1参照)、事業者が適合性検査を受ける機会が不当に制限されることによる不都合を生じないよう、国内登録検査機関は公正に、かつ、技術基準に適合する方法によって適合性検査を実施しなければならない義務を課したものである。
公正でない検査とは、例えば、事業者の活動を制限しているとみなされる水準の料金を設定している場合、事業者毎に不当に料金の差異を設けている場合、適合性検査を行う順序を事業者により不当に優遇している場合、基準に適合しているにも関わらず証明書を発行しない場合等が考えられる。
- 4 国内登録検査機関が本条に違反したときは、第40条の2の改善命令の対象となる。また、第41条の規定により登録の取消し又は業務停止命令の対象となる。
- 5 なお、国内登録検査機関に対する制裁としては本節で国内登録検査機関の業務の監督に関する規制がおかれている趣旨にかんがみ、この業務の実施にかかる違反については、罰則ではなく取消処分等の行政処分によることを原則としている。

(事業所の変更)

第34条

【解説】

本条は、国内登録検査機関が適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときの届出について定めたものである。

- 1 国内登録検査機関の事業所が前触れなく変更されれば、当該国内登録検査機関の適合性検査を受けようとしていた事業者、又は適合性検査の契約の締結をした後に適合性検査を待っている状態の事業者に対し、不測の混乱を生ずるおそれがある。このため、かかる混乱を防止するとともに経済産業大臣が国内登録検査機関の事業所の所在地を常に把握できる状態を確保すべく、変更しようとする日の2週間前までに届け出なければならないこととしている。
- 2 経済産業大臣は、本条の規定による届出があったときは、その旨を官報に公示する。(第44条第三号)
- 3 国内登録検査機関が本条に違反したときは、第41条の規定により登録の取消し又は業務停止命令の対象となる。

(業務規定)

第35条

【解説】

本条は、国内登録検査機関の適合性検査の適確かつ公正な実施を確保するため、国内登録検査機関に業務規定を定めさせ、これを経済産業大臣に届け出るべきことを定めたものである。

1 国内登録検査機関については、検査費用、検査方法について法令上規定せず、実需に応じて多様性を認めることとしている。業務の方法については、国内登録検査機関が政府の代行として業務を行うものでない以上、国内登録検査機関自身が自由に決められるべきものであり、また自由に行われることにより多様な業務サービスが提供されることが経済的にも合理性を有するため、認可制とすることは適当でない。

ただし、本法の規制体系の中で不可欠な部分を構成する国内登録検査機関について、経済産業大臣は事業者への情報提供や改善措置の発動等の制度の円滑な運用のため、一定の業務内容を把握しておく必要があり、一定の事項については届出を義務付けることとしている。また、このような観点から、変更があった場合についても同様に届出を義務付けることとしている。

2 業務規定に定めるべき事項は次のとおり（省令第25条参照）。

- ① 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- ② 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- ③ 検査員の配置に関する事項
- ④ 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
- ⑤ 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
- ⑥ 検査員の選任及び解任に関する事項
- ⑦ 適合性検査の申請書の保存に関する事項
- ⑧ 適合性検査の方法に関する事項
- ⑨ 他の事業者へ適合性検査の一部を委託する場合は、当該事業者に係る次の事項
 - ア 名称及び所在地
 - イ 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
 - ウ 適合性検査に係る技術的能力を説明する書類
 - エ 適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことを説明する書類
 - オ 適合性検査に係る責任の所在及び業務の分担を説明する書類
- ⑩ 経済産業大臣が告示で定める国際約束等に基づき他の事業者（外国に住所を有するものに限る。）の検査結果を活用する場合は、当該国際約束等の名称並びに⑨ア及びオに掲げる事項
- ⑪ その他、適合性検査の業務に関し必要な事項

3 国内登録検査機関が本条に違反したときは、第41条の規定により登録の取消し又は業務停止命令の対象となる。

(業務の休廃止)

第36条

【解説】

本条は、国内登録検査機関が適合性検査の業務の休廃止をしようとするときの届出について定めたものである。

- 1 国内登録検査機関の適合性検査の業務が前触れなく休廃止されれば、当該国内登録検査機関の適合性検査を受けようとしていた事業者、又は適合性検査の契約の締結をした後に適合性検査を待っている状態の事業者に対し、不測の混乱を生ずるおそれがある。このため、かかる混乱を防止するとともに経済産業大臣が国内登録検査機関の有無を常に把握できる状態を確保するべく、あらかじめ届け出なければならないこととしている。
- 2 事業所の変更の届出と異なり、業務の休廃止の場合は不慮の事態も想定されるため、経済産業省令で定めるところにより、事前に届出しなければならない。
- 3 「休止」とは、平常時にある程度まとまった期間、業務を行わないことをいい、年末年始の休暇や、やむを得ない事情による臨時休業等はこれに該当しない。
- 4 「廃止」の場合には、国内登録検査機関は既に適合性検査の契約の締結を行った事業者に混乱を生じないよう、当該検査の終了後に業務を廃止すべきである。しかし、万が一に不慮の事態等により急遽業務を廃止せざるを得なくなった場合において、適合性検査を行わないことによる損害が事業者が生じた場合には、国内登

録検査機関は民事上の契約に基づく損害賠償責任を負うこととなると考えられる。

5 経済産業大臣は、本条の規定による届出があったときは、その旨を官報に公示する。(第44条第四号)

6 国内登録検査機関が本条の規定に違反したときは、第41条の規定により登録の取消し又は業務停止命令の対象となる。また、第58条第四号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第37条

【解説】

本条は、国内登録検査機関に対する財務諸表等の備置き及び閲覧等について定めたものである。

- 1 受検事業者は、国内登録検査機関を選択する際に、その経理状況や事業の状況について、自らの責任で判断する必要があるため、その判断に不可欠な財務諸表等の備置きを国内登録検査機関に義務付け、その閲覧等を請求できることとした。
- 2 第1項では、国内登録検査機関が財務諸表等の作成に代えて電磁的記録を作成している場合について、その電磁的記録を財務諸表等を含むこととしている。
- 3 第2項では、財務諸表等が書面で作成されている場合と電磁的記録で作成されている場合に分けて、情報開示の具体的な手段を規定している。第二号及び第四号の請求をする場合には、国内登録検査機関に費用が発生することから、請求者が国内登録検査機関に費用を払わなければならないこととしている。

第38条及び第39条 削除

(適合命令)

第40条

【解説】

本条は、経済産業大臣の国内登録検査機関に対する適合命令について定めたものである。

- 1 経済産業大臣は、国内登録検査機関が登録基準に適合しなくなったと認めるときは、登録の取消しを行う前に、本条の命令を行うことにより、国内登録検査機関に登録基準に適合するよう必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 2 国内登録検査機関が本条の規定による命令に違反したときは、第41条の規定により登録の取消し又は業務停止命令の対象となる。

(改善命令)

第40条の2

【解説】

本条は、経済産業大臣の国内登録検査機関に対する改善命令について定めたものである。

- 1 国内登録検査機関が第33条(適合性検査の義務)の規定に違反していると認めるときは、本条の命令を行うことができる。具体的な事例としては、正当な理由なく適合性検査を拒否した場合において適合性検査を行うべきこと、不当な料金設定をしている場合においてその改訂をすべきこと、不適切な検査方法を採用している場合においてその改善をすべきこと等を求めることが挙げられる。
- 2 国内登録検査機関が本条の規定による命令に違反したときは、第41条の規定により登録の取消し又は業務停止命令の対象となる。

(登録の取消し等)

第41条

【解説】

本条は、国内登録検査機関に対する登録の取消し及び業務停止命令について定めたものである。

- 1 登録を取り消すか、業務停止命令を発するかは経済産業大臣の判断による。業務停止命令を行った後に改めて登録の取消しを行うことも可能である。
- 2 各号に規定する内容は次のとおりである。
 - ① 「第30条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。」(第一号)

欠格条項に該当するに至ったときである。この場合に登録を取り消すことができることとしたのは、欠

格条項を置いた趣旨にかんがみて、この法律を中心とする法秩序の維持のために必要であると考えられるからである。

② 「第33条、第34条、第35条第1項、第36条、第37条第1項又は次条の規定に違反したとき。」(第二号)

第33条の規定の違反 適合性検査の義務違反

第34条の規定の違反 事業所の変更の届出義務違反

第35条第1項の規定の違反 業務規定の届出義務違反

第36条の規定の違反 業務の休廃止の届出義務違反

第37条第1項の規定の違反 財務諸表等の作成、保存義務違反

第42条の規定の違反 帳簿の具備、記載、保存義務違反

③ 「正当な理由がないのに第37条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。」(第三号)

正当な理由がないのに財務諸表等の請求を拒んだときである。

④ 「前2条の規定による命令に違反したとき。」(第四号)

第40条の規定による命令の違反 適合命令違反

第40条の2の規定による命令の違反 改善命令違反

⑤ 「不正の手段により第9条第1項の登録を受けたとき。」(第五号)

虚偽の書類による申請に基づいて登録を受けたとき等である。

3 経済産業大臣は、本条の規定により登録を取消し又は適合性検査の業務の停止を命じたときは、その旨を官報に公示する。(第44条第五号)

4 本条の規定により登録が取り消された場合又は罰則の適用を受け、刑罰を科された場合には、欠格条項(第30条参照)に該当することとなり、2年間は登録を受けられなくなる。

5 国内登録検査機関が本条の規定による業務停止命令に違反したときは、第57条第五号の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

(帳簿の記載)

第42条

【解説】

本条は、国内登録検査機関が帳簿を備えて、経済産業省令で定める必要事項を記載しなければならないことを定めたものである。

1 帳簿は、第45条の報告徴収と相まって、国内登録検査機関にその業務の状況を明らかにさせるとともに、監督行政庁においてその状況を把握することにより、国内登録検査機関における業務の適正な運営の確保に資するものである。

2 国内登録検査機関は、帳簿には所定事項を記載すれば足り、その形式は問わない。具体的な記載事項としては次のとおり(省令第27条参照)。

① 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

② 適合性検査の申請を受けた年月日

③ 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る型式区分

④ 適合性検査を行った特定電気用品の品名並びに構造、材質及び性能の概要

⑤ 適合性検査を行った年月日

⑥ 適合性検査を実施した検査員の氏名

⑦ 適合性検査の概要及び結果

3 国内登録検査機関が本条の規定に違反して帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは、第58条第五号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。

(経済産業大臣による適合性検査業務実施等)

第42条の2

【解説】

本条は、天災その他の事由等により国内登録検査機関が適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となった場合に、経済産業大臣が自ら検査を行うことができることを定めたものである。

- 1 適合性検査は、民間機関である国内登録検査機関が行うべきであるため、国内登録検査機関が通常に業務を行える以上、経済産業大臣は原則として適合性検査の業務は行わない。
- 2 しかしながら、製造事業者又は輸入事業者は、国内登録検査機関の適合性検査を受けなければ特定電気用品の流通を行えないため、本規定は、国内登録検査機関が存在しない又は天災等の緊急の事態により業務が困難となった場合において他の国内登録検査機関が存在しない場合など必要があると認めるときは経済産業大臣が自ら検査を行うことができることとしたものである。
- 3 本規定は、国内の検査機関（国内登録検査機関）についての場合のみを対象としている。これは、外国登録検査機関は輸入に当たってのアクセスを容易化するためのものであり、外国登録検査機関が存在しない場合又は天災等の緊急の事態の場合にあっても、国内登録検査機関が通常に業務を行っている以上、経済産業大臣が自ら検査を行う必要がないと考えられるからである。
- 4 経済産業大臣は、本条の規定により業務を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた業務を行わないこととするときは、その旨を官報に公示する。（第44条第六号）

第3節 外国登録検査機関

（適合性検査の義務等）

第42条の3

【解説】

本条は、外国登録検査機関が適合性検査を行うに当たって守るべき義務について定めたものであるとともに、外国登録検査機関の登録に関する規定及び監督規定について定めたものである。

- 1 事業者に対し、国内登録検査機関による適合性検査を義務付けるに当たり、我が国の市場アクセス向上のため、外国検査機関による適合性検査結果の受け入れを行うことができるよう、外国検査機関を登録しうる制度を設けたものである。
- 2 検査機関を国内登録検査機関と外国登録検査機関に二分したのは、我が国の権力が及ばない外国にある事業所により適合性検査を実施する機関は、その監督方法等に差異があるためであり（第42条の4の解説1参照）、両機関の性質に本質的に異なるところはない。
- 3 第2項は、国内登録検査機関に係る規定を外国登録検査機関に準用するものである。準用される規定に必要な読み替え規定を行った形は次のとおりとなる。

（適合性検査の義務）

第33条

2 外国登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

（事業所の変更）

第34条 外国登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規定）

第35条 外国登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかななければならない。

（業務の休廃止）

第36条 外国登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第37条 外国登録検査機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第60条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事業所に備えて置かななければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、外国登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、外国登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第40条 経済産業大臣は、外国登録検査機関が第31条第1項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その外国登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(改善命令)

第40条の2 経済産業大臣は、外国登録検査機関が第33条の規定に違反していると認めるときは、当該外国登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(帳簿の記載)

第42条 外国登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第42条の4

【解説】

本条は、外国登録検査機関に対する登録の取消し及び立入検査に要する費用負担義務について定めたものである。

1 外国の検査機関に対しては我が国の刑法その他の罰則を講じることができないため、検査機関に対する監督規定の担保措置の違反を罰則に代えて登録の取消しの要件とすることにより、外国登録検査機関の行う適合性検査業務の適切な実施を確保することとしている。

2 第1項各号に規定する内容は次のとおりである。

① 「第30条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。」(第一号)

(第41条の解説2①参照)

② 「前条第1項の規定又は同条第2項において準用する第33条第2項、第34条、第35条第1項、第36条、第37条第1項若しくは第42条の規定に違反したとき。」(第二号)

(第41条の解説2②参照)

③ 「正当な理由がないのに前条第2項において準用する第37条第2項各号の規定による請求を拒んだとき。」(第三号)

(第41条の解説2③参照)

④ 「前条第2項において準用する第40条又は第40条の2の規定による請求に応じなかつたとき。」(第四号)

外国の検査機関に対しては、罰則で担保された命令を発することはできないため、本号においては、「請求」として規定している。

第40条の規定による請求 適合請求

第40条の2の規定による請求 改善請求

⑤ 「不正の手段により第9条第1項の登録を受けたとき。」(第五号)

(第41条の解説2⑤参照)

⑥ 「経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。」(第六号)

国内登録検査機関の業務停止命令（第 41 条）違反に相当するものである。国内登録検査機関にあっては、罰則によってその実効が担保されている。

- ⑦ 「経済産業大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。」（第七号）

経済産業大臣が外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めたにも関わらず、当該報告がされず又は虚偽の報告がなされた場合である。国内登録検査機関にあっては、罰則によってその実効が担保されている。

（第 45 条第 2 項、第 58 条第六号）

- ⑧ 「経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第 46 条第 2 項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。」

（第八号）

経済産業大臣がその職員に事業所等の検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避され、又は質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたときである。国内登録検査機関にあっては、罰則によってその実効が担保されている。

（第 46 条第 2 項、第 58 条第七号）

- ⑨ 「次項の規定による費用の負担をしないとき。」（第九号）

（本条の解説 3 参照）

- 3 第 2 項は、第 1 項第八号の検査に要する費用を外国登録検査機関の負担とすることとしたものである。国内においては第八号の検査に相当する国内登録検査機関に対する立入検査に要する費用を国内登録検査機関から徴収していないが、外国登録検査機関に対する検査に当たっては外国へ赴く費用分が負担増となるところであり、検査に要する費用のうち検査対象の事務所又は事業所が外国にあることに由来する経費（すなわち海外の渡航に必要な経費）は、外国登録検査機関の負担とすることとしたものである。具体的には、政令において経済産業大臣の職員が海外渡航に要する経費を定めている。

なお、貿易の技術的障害に関する規定（TBT 協定）6 条の 4 では「加盟国は、自国の領域内又は他のいずれかの国の領域内に存在する適合性評価機関に与えられる条件より不利でない条件で、他の加盟国の領域内に存在する適合性評価機関が自国の適合性評価手続に参加することを認めるよう奨励される。」と定めてあるが、これは努力義務であること、また、同条は参入要件の内外無差別を求めているが、立入検査は参入要件に直接の関わりがないことから、本規定は当該条項には抵触しない。

- 4 経済産業大臣は、外国登録検査機関に対する検査（国内登録検査機関の場合の立入検査に相当）を機構に行わせることができる。機構が検査を行う場合においても、①その費用の負担をしないとき、②当該検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき、又は③質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたときは、登録の取消しの要件となる。
- 5 機構による検査は、経済産業大臣の指示により実施することとし、当該検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業大臣は、機構に対し、必要な命令をすることができる。（第 46 条の 3）当該命令に違反した場合、機構の役員には 20 万円以下の過料が課される。（第 61 条）
- 6 経済産業大臣は、本条の規定により登録を取消したときは、その旨を官報に公示する。（第 44 条第七号）
- 7 本条の規定により登録が取り消された場合には、欠格条項（第 30 条参照）に該当することとなり、2 年間は登録を受けられなくなる。

第 5 章の 2 危険等防止命令

（危険等防止命令）

第 42 条の 5

【解説】

本条は、本法に違反して危険又は障害が発生するおそれがある電気用品が市場に出回ったような場合に、危険及び障害の拡大の防止の見地から、回収を図ること等必要な措置をとるべきことができることを定めたものである。

- 1 危険等防止命令の必要性

電気用品については、第 27 条（販売の制限）の規定により第 10 条第 1 項の表示がされていないものを販売してはならないこと、及び届出事業者については技術基準への適合義務が課せられていること（第 8 条）等に

より、技術基準に適合しない電気用品が市場に出回らないよう措置されている。

しかし、これらの規定に違反した基準不適合品により危険又は障害が発生するおそれがある場合には、まずは事業者による修理、交換等による対応がなされることとなるが、危険又は障害の拡大の防止の見地から必要な場合にあつては、機動的かつ的確に措置を講ずることとしたものである。

具体的には、万一、技術基準に適合していない電気用品を届出事業者が製造又は輸入し、市場に流通させた場合で、当該電気用品の使用により火災等に至ることが判明した場合等が考えられる。

2 危険防止命令が発動される場合

本条に基づく命令が発動される場合は次の①、②に掲げる事由により、危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると経済産業大臣が認めるときである。

① 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第10条第1項の規定による表示の付されていない電気用品を販売したこと。(第27条第2項の適用を受けて販売した場合を除く。)

② 届出事業者がその届出にかかる電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第8条第1項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

すなわち

①の場合は、電気用品の製造事業者及び輸入事業者が、本法に違反して、検査を行わず又は検査記録を作成せず若しくは保存せず(特定電気用品の場合にあつては、さらに、適合性検査の証明書の交付を受けず又は保存せず)本法に基づく表示の付されていない電気用品を販売した場合、及び販売事業者が本法に基づく表示の付されていない電気用品を販売した場合である。ただし、第27条第2項の適用を受けて表示のない電気用品を販売した場合は除かれる。また、販売事業者は、適法な表示のあるものを販売している場合には本条の命令の対象とはならない(第27条第1項の解説2参照)。

本条で、届出事業者について②において技術基準適合義務違反を発動の要件としたのは、届出事業者は基準に適合していない電気用品について自ら表示を付すことがあり得るからである。

また、②について「製造し、輸入し又は販売したこと」とし、製造又は輸入した段階で本条の命令が発動できることとしたのは、販売に至らなくとも未然にその出荷を停止させる必要があること等の理由からである。

3 危険等防止命令の具体的内容

本条の命令は次のようなものが考えられる。

① 回収

消費者の手に渡っている電気用品及び販売店が保有している電気用品について、新聞広告、販売店におけるポスターの掲示等を通じ、その回収に最大限の努力をすることである。

② 修理

電気用品の回収を図るまでもなく、修理で十分であると認められるような場合には、回収を図ることの命令と同じ方法により、修理を命令することとなる。

なお、まだ出荷に至らず倉庫に積まれているような場合でも、修理を命令することは考えられる。

③ 出荷の停止

届出事業者が既に表示を付して倉庫に保管しているような場合には、必要な修理、修繕が終わるまで出荷を停止するよう命令することとなる。

4 本条の規定による命令に違反したときは、第57条第六号の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。なお、法人の場合にあつては第59条第一号の規定により法人重課の対象となり、1億円以下の罰金に処せられる。

第6章 雑 則

この章には、特例承認の際の条件、届出事業者等に対する報告徴収や立入検査、輸出入電気用品の特例など、この法律の施行に必要な規定14箇条が設けられている。

(承認の条件)

第43条

【解説】

本条は、本法に規定する行政処分たる承認について条件を付することができる旨を定めたものである。

- 1 本条の規定により条件を付することができる処分は、具体的には次のとおりである。
 - ① 第8条第1項第一号の承認 届出事業者の基準適合義務を解除する特例の承認
 - ② 第27条第2項第一号の承認 販売の制限を解除する特例の承認
- 2 この条件とは、「法律行為を組み立てる意思表示の一部で、その法律行為の効力の発生又は消滅を、実現するかどうか確定していない将来の事実にかからせるもの」という意味での行政法上の狭義の条件に限られず、行政法上のいわゆる期限、負担（主たる意思表示に付随して、行政行為の相手方に対し、これに伴う特別の義務を命ずる意思表示）及び取消権の留保（主たる意思表示に付加して特定の場合に行政行為を取消し得るべき権利を留保する意思表示）等すべての行為の効力を何らかの点で制限しているいわゆる附款を広く含めたものである。

具体的な事例としては、外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル）であって、外国の規格に適合しており、外国で使用することを前提に国内で販売される場合において、当該電気用品は海外向けのものであって日本国内では使用できない旨の表示をすること及び消費者に対してその旨が伝わるように販売店等に適切な措置を講じる依頼をすることという条件を付して届出事業者の基準適合義務を解除する特定用途の例外承認を行う場合等が考えられる。
- 3 第2項は、この場合の条件の内容については特に規定していないので、それが恣意的なものにならないよう、承認にかかる事項の確実な実施を図るため必要最小限のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課すものであってはならないこととするものである。

(公 示)

第44条

【解説】

本条は、電気用品の適合性検査を受けようとする製造事業者又は輸入事業者あるいは一般消費者にとって重大な関心事項について、経済産業大臣に官報に公示する義務を課し、広く一般に周知せしめることとしたものである。

本条の規定により、公示の対象となるものは、次のとおりである。

- ① 「第9条第1項の登録をしたとき。」（第一号）

国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録をしたときである。
- ② 「第12条の規定により表示を付することを禁止したとき。」（第二号）

届出事業者に対して表示の禁止を発したときである。
- ③ 「第34条（第42条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。」（第三号）

国内登録検査機関又は外国登録検査機関の事業所の変更の届出があつたときである。
- ④ 「第36条（第42条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。」（第四号）

国内登録検査機関又は外国登録検査機関の業務の休廃止の届出があつたときである。
- ⑤ 「第41条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。」（第五号）

国内登録検査機関の登録を取り消したとき又は業務停止命令を発したときである。
- ⑥ 「第42条の2第1項の規定により経済産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。」（第六号）

国内登録検査機関が不存在又は天災等の緊急の事態により業務が困難となった場合において他の国内登録検査機関が存在しない場合等に経済産業大臣が自ら適合性検査の業務を行うとき又は既に行っていた適合性検査の業務を行わないこととするときである。
- ⑦ 「第42条の2第2項の規定により経済産業大臣が研究所若しくは機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は研究所若しくは機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。」（第七号）

⑥の場合において研究所又は機構が適合性検査の業務を行うとき又は既に行っていた適合性検査の業務を行わないこととするときである。

⑧ 「第42条の4第1項の規定により登録を取り消したとき。」(第八号) 外国登録検査機関の登録を取り消したときである。

(報告の徴収)

第45条

【解説】

本条は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業大臣が電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者、国内登録検査機関等から報告させることができることを規定している。

- 1 第1項の規定による報告徴収の権限は、この法律の施行に必要な限度で行使しなければならないことは当然であるが、国民に過重な負担をかけないために報告事項を政令で明確に規定することとなっている。
- 2 第2項は、国内登録検査機関についての報告徴収を定めたものである。本項において業務の状況のみならず経理の状況を対象としているのは、国内登録検査機関の公正性を確保する必要があるからである。
- 3 本条の経済産業大臣の権限が第55条の2の規定により都道府県知事若しくは市長が行うこととされた場合又は第56条の規定により地方支分部局の長に委任された場合は、それぞれ都道府県知事若しくは市長又は委任された地方支分部局の長が本条の権限を持つ。
- 4 本条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、第58条第六号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。また、第59条第二号の規定により両罰規定が適用される。

(立入検査等)

第46条

【解説】

本条は、この法律の施行に必要な限度において、経済産業大臣がその職員又は機構に電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者、国内登録検査機関等の事務所、工場等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、又は関係者に質問させることができることを規定している。

- 1 第1項又は第2項の規定による立入検査等の権限は、この法律の施行に必要な限度で行使しなければならないこととなっている。
- 2 本条第1項又は第2項の経済産業大臣の権限が第55条の2の規定により都道府県知事若しくは市長が行うこととされた場合又は第56条の規定により地方支分部局の長に委任された場合は、それぞれ都道府県知事若しくは市長又は委任された地方支分部局の長が本条の権限を持つ。
- 3 第3項は、職員が立入検査を行う場合には、常にその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求の有無にかかわらず、必ずこの身分証明書を示さなければならないことを定めたものである。これは、法律上の規制とは異なり、直接事実行為として制約する本条のような規制については、何よりもその権限の執行者の身分を判然とさせておくことが必要であるからである。
- 4 経済産業大臣は、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者及び国内登録検査機関に対する立入検査を機構に行わせることができる。機構が立入検査を行う場合について、当該立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金が課される。(第58条)
- 5 機構による検査は、経済産業大臣の指示により実施することとし、当該検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業大臣は、機構に対し、必要な命令をすることができる。(第46条の3) 当該命令に違反した場合、機構の役員には20万円以下の過料が課される。(第61条)
- 6 第8項は、憲法第35条第1項(住居の不可侵を定めた規定)との関連で置かれた規定であって、この条の規定による権限が刑事訴訟手続の一環として行使されることがあってはならないことを注意したものである。
- 7 本条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、第58条第七号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。また、第59条第二号の規定により両罰規定が適用される。

(電気用品の提出)

第46条の2

【解説】

本条は、製造、輸入又は販売の事業を行う者に対する立入検査の際における電気用品の提出命令及びその補償についての規定である。

1 第1項は、電気用品の提出命令の発動範囲について規定している。すなわち、経済産業大臣が電気用品の提出命令を発動できるのは、第46条第1項の規定によりその職員又は機構に検査をさせた場合において、その所在の場所においては検査をさせることが著しく困難であると認められる電気用品があったときである。

提出命令は、その電気用品の所有者又は占有者に対して、発動され、期限を定めて行われる。

「所在の場所において検査させることが著しく困難である」場合とは、例えば検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする試験を行う場合等である。

なお、この命令は、検査を行う電気用品が技術基準に違反している疑いが強い場合に発動するものであって、通常無差別に発動すべきものではない。販売事業者に対する立入検査は、第27条の販売の制限の規定による電気用品の表示のチェックが主体であるから、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難」とならないので、事実上販売事業者に対する提出命令は通常ないものと考えられる。したがって、提出命令の対象となるのは、電気用品の製造事業者及び輸入事業者である。

2 第2項は、第1項の規定による命令によって生じた損失を国（第1項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務を都道府県が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市が行うこととされている場合にあつては、市）が補償する責任を定めた規定である。

3 第3項は、補償の範囲を定めたものである。「通常生ずべき損失」とは、電気用品の輸送費、試験により破損した場合の代償等であり、命令の対象となる者の電気用品の場合は、大量生産により代替品が存在するのが普通であるので、提出命令を受けた電気用品に係る販売先に対する契約不履行に基づく損害賠償額までは含まないものと解される。

4 本条第1項の規定による命令に違反した者は、第58条第八号の規定により30万円以下の罰金に処せられる。また、第59条第二号の規定により両罰規定が適用される。

(機構に対する命令)

第46条の3

【解説】

本条は、外国登録検査機関に対する検査又は国内登録検査機関若しくは電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対する立入検査の業務の適正な実施を確保するため、経済産業大臣は必要に応じ機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる旨を定めたものである。

1 本条において「当該業務に関し必要な命令」と規定しているのは、外国登録検査機関に対する検査又は国内登録検査機関若しくは電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対する立入検査の業務に関してのみ本条の規定に基づく命令ができるものであり、その他の業務に関してまで本条に基づく命令が行えるものではない。

第47条から第49条まで 削除

(研究所又は機構の処分等についての審査請求)

第50条

【解説】

本条は、行政不服審査制度が「行政庁の違反又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする」（行政不服審査法第1条参照）ものであることから、できる限り広くこれを認めることが望ましいとの観点から、研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分等について、その事案の重要性にかんがみ、経済産業大臣に対し審査請求することができることとしたものである。

(審査請求の手續における意見の聴取)

第 51 条

【解 説】

本条は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求に対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後にしなければならない旨を定めたものであり、不当な行政処分により国民の権利に重大な侵害を与えないようにするためである。

この場合、実体審議をする必要がない却下の裁決又は決定については、本条の拘束を受けない。

(適合性検査についての申請及び経済産業大臣の命令)

第 52 条

【解 説】

本条は、国内登録検査機関（外国登録検査機関）が検査を行わない場合又は適合性検査の結果に対する異議のある場合について、届出事業者は経済産業大臣に申請できる旨を定めるとともに、申請に理由があると認めるときは経済産業大臣は国内登録検査機関（外国登録検査機関）に対して改善命令（改善請求）を行わなければならない旨を定めたものである。

1 適合性検査制度においては、製造事業者又は輸入事業者は複数競争する国内登録検査機関の中から任意の機関を自ら選択し、適合性検査を受けることとなるため、国内登録検査機関が検査を行わない場合又は検査結果に対して異議のある場合には、事業者は他の国内登録検査機関に改めて検査を依頼することができる。

また、国内登録検査機関の適合性検査は、事業者の依頼に基づき契約によって行われるものであるため、検査結果が不適切である場合は、当事者である事業者と国内登録検査機関の間で処理されるべきである。

なお、不適切な検査によって事業者に損害が生じた場合については、基本的には契約の不履行として民事上の損害賠償請求で処理されるべきものである。

2 しかし、製造事業者又は輸入事業者は、国内登録検査機関の適合性検査を受けなければ特定電気用品の流通を行えないため、適合性検査を巡り紛争が生じた場合にはその迅速な処理が必要である。

また、参入する国内登録検査機関が一つ又は少数である場合においては、検査拒否又は不適切な検査という事態が生じた場合、実質上事業者の事業が制限されることとなるため、本条では、事業者への救済手続として経済産業大臣に対して適合性検査の妥当性についての判断を求める申請を行うことができることとしたものである。

3 本条に基づき、国内登録検査機関の適合性検査について不服がある旨の申請がなされたときは、経済産業大臣は、国内登録検査機関の業務について調査を行い、これが第 33 条の適合性検査の義務に違反していると認めるときは、国内登録検査機関に対し、第 40 条の 2 の改善命令を行う。国内登録検査機関はこの命令を踏まえて、適合性検査を行うこととなる。

4 本条に基づいて行われる届出事業者の申請及び経済産業大臣の改善命令の具体的内容については、次のとおりとなると思われる。

① 国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合

届出事業者は、自己が提示した条件によって国内登録検査機関が検査を行わないので検査を行うように命じて欲しい旨の申請を行う。

この場合、経済産業大臣は、国内登録検査機関が第 33 条第 1 項の適合性検査の義務に違反していると認めるときは、第 40 条の 2 の改善命令の規定に基づき、申請に記載された届出事業者の提示した条件によって検査を行うことを国内登録検査機関に命ずることとなる。一方、届出事業者の提示した条件が不適切であり、国内登録検査機関が第 33 条第 1 項に違反しているとは認められない場合には、経済産業大臣はその申請について拒否処分を行うこととなる。

② 適合性検査の結果に対する異議のある場合

届出事業者は、国内登録検査機関の行った検査結果が不適切であるとして、改めて適切な検査を行うように命じて欲しい旨を申請する。

この場合、経済産業大臣は、国内登録検査機関が第 33 条第 2 項の適合性検査の義務に違反していると認めるときは、第 40 条の 2 の改善命令の規定に基づき、公正又は適切な方法で検査を行うこと及び改めて検査をすることを国内登録検査機関に命ずることとなる。

適合性検査は民間事業者間で締結される契約であるため、経済産業大臣は検査の合否についての具体的な命令を発することは適当でなく、この改善命令は、実態的には、経済産業大臣が命令発動の根拠となる

判断を示しつつ、改めて検査を行うべき旨についての命令を行うこととなる。国内登録検査機関は改めて検査を行うに当たっては、この判断を十分に踏まえつつ行うこととなる。一方、国内登録検査機関の適合性検査が適切なものであり、国内登録検査機関が第33条第2項に違反しているとは認められない場合は、経済産業大臣はその申請について拒否処分を行うこととなる。

例えば、製造事業者が、その製造した届出に係る特定電気用品について国内登録検査機関の適合性検査を受け、不適合とされた場合において、国内登録検査機関の検査方法が不適切であるために不適切な検査結果となったと考える場合には、当該製造事業者は、経済産業大臣に対し、改めて適合性検査を行うことを命ずべきことについてその理由を併せて申請を行う。

経済産業大臣は、当該国内登録検査機関の行った検査方法が技術基準に適合していないと認める場合には、検査の方法を技術基準に適合するように改善すること及び申請にかかる特定電気用品について改めて適合性検査を行うことを命じ、国内登録検査機関はこれに基づき検査方法を改善し、これにより改めて適合性の判断を行うこととなる。

5 経済産業大臣は申請に理由がないとするとときは、改善命令を行わないという拒否処分（決定）を行うが、この場合、当該申請を行った事業者に対して第3項の規定により通知を行うこととする。

通知により拒否処分を知った事業者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法に基づき不服の申立を行うことができる。また、この不服申立によっても改善命令がなされない場合は、事業者は、行政訴訟（一般の行政処分と同様に、不作為の場合には不作為の違法確認訴訟、拒否処分の場合には取消訴訟）を裁判所に提起することができ、司法による最終的な判断を受けることができる。

6 本条第1項から第3項の規定は、外国登録検査機関に準用する。準用される規定に必要な読み替え規定を行った形は次のとおりとなる。なお、外国登録検査機関については命令ではなく請求としている理由については、第42条の3の解説2、第42条の4の解説1を参照。

第52条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定電気用品について、外国登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は外国登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、経済産業大臣に対し、外国登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを請求すべきことを申請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る外国登録検査機関が第42条の3第2項において準用する第33条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る外国登録検査機関に対し、第42条の3第2項において準用する第40条の2の規定による請求をしなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の場合において、第42条の3第2項において準用する第40条の2の規定による請求をし、又は請求をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

(手数料)

第53条

【解説】

本条は、経済産業大臣が適合性検査を行う場合についての手数料の具体的金額は政令で定めることとしたものである。

1 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の行う適合性検査の料金については、検査機関自身が設定することとなるが、国内登録検査機関が存在しない又は天災等の緊急の事態により業務が困難となった場合において他の国内登録検査機関が存在しない場合等に経済産業大臣が自ら行う適合性検査については、実費を勘案して政令で定めることとしている。

2 適合性検査に係る費用は、個々の電気用品ごとにその実費が異なり、かつ、技術進歩により新製品が次々と開拓されていく現状を踏まえれば、法律上手数料を定めておくことは不可能と考えられるため、本法においては、手数料について政令で定めることにより、弾力的運用を図ることとしたものである。

3 なお、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に要する費用については、①検査機関は本法の規制体系において必要不可欠な存在であり、かつ、検査機関間の競争を促進するため、その参入が多数望まれるものであること、②手数料を徴収する場合には、検査料金にコストとして算入され、実質的には製造事業者又は輸入事業者の負担となること等から手数料徴収の対象とはしていない。

4 国内登録検査機関が適合性検査を行うことが困難な状況となり、他に当該適合性検査を実施する国内登録検査

査機関も存在しない場合において、研究所又は機構で当該適合性検査を実施する場合、当該適合性検査を受けようとする者はそれぞれ研究所又は機構に法律上規定された手数料を納めなければならない。

(輸出用電気用品の特例)

第54条

【解説】

本条は、輸出用の電気用品について、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができることを定めたものである。輸出用の電気用品については、仕向先の要請によって、この法律に基づく技術基準に適合しないものを製造する必要がある場合があり、また、本来は、仕向先の法令において取り締るべきものであることから、この法律の一部の適用を除外する等の特例を認めることとしている。

政令で定める特例については次のとおり（政令第4条参照）。

- 1 届出事業者が専ら輸出するために行う電気用品の製造又は輸入については、法第8条（当該電気用品が特定電気用品である場合にあつては、同条及び法第9条第1項）の規定は、適用しない。
- 2 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が電気用品を輸出するために販売し、又は販売の目的で陳列しようとするときは、法第27条第1項の規定は、適用しない。

(経過措置)

第55条

【解説】

本条は、この法律の規定に基づき政令又は省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は省令で所要の経過措置を定めることができることを定めたものである。

- 1 この条の規定による経過措置としては、次のようなものがある。
 - ① 規制の対象となる電気用品を追加するために第2条の政令を改正し、直ちに施行すると、当該電気用品の製造事業者は適合性検査を受けるまでは、第9条の規定に違反していることとなる。しかしながら、施行を遅らせると製造事業者は施行の日まで適合性検査を受けられないこととなる。このような場合には、施行するとともに、一定期間後までは第9条の規定にかかわらず製造を認めることとする必要がある。また、製造事業者が新たに追加された電気用品について適合性検査を受け、所定の表示を付して出荷するまでにはある程度の期間を必要とするので、当該電気用品の販売事業者、使用者等を救済するために一定期間後まで第27条及び第28条の規定を除外する必要がある。
 - ② この法律の規定に基づき技術基準を経済産業省令で定める場合にも、経過措置が必要になることが考えられる。
- 2 この経過措置は、「その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において」定めなければならない。

(都道府県又は市が処理する事務)

第55条の2

【解説】

本条は、この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事務の一部を、都道府県知事又は市長が行うこととすることができることを定めたものである。

- 1 経済産業大臣の権限のうち法定受託事務とすべき具体的内容については「政令で定めるところにより」規定することとしており、具体的には法第45条第1項（報告の徴収）、第46条第1項（立入検査等）及び第46条の2第1項（電気用品の提出命令）に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、電気用品の販売の事業を行うものに関するものである。

(権限の委任)

第56条

【解説】

本条は、監督行政の適正化、事務手続きの円滑化等のために必要があるときは、この法律の規定により経済産業大臣の権限に関する事項を政令で定めるところにより、経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができることを定めたものである。

第7章 罰 則

この章には、本法の実効を実際的に担保するため刑事罰及び行政罰を定めた規定5箇条を置いており、違反行為に応じ、最高1年以下の懲役又は100万円（法人の場合にあっては、1億円）以下の罰金から20万円以下の過料まで段階的に科せられることとなっている。

第57条から第61条

【解 説】

- 1 第59条は、第57条又は第58条の違反行為があったときは、その行為者本人のほか、その行為者と一定の関係にある法人又は人に対しても罰金刑を科する規定（両罰規定）及び法人の場合については個人と比して加重された罰金刑を科する規定（法人重課）を定めたものである。
- 2 法改正において、本章の罰則規定については大幅な見直しを行っている。その理由は次のとおりである。
 - ① 同改正前の罰則規定は、規制措置の実効性を最終的に担保するものとして、罰金の上限が経済実態と比して低額であるなど、抑止力の観点から不十分であったこと。
 - ② 同改正により、製品流通前の規制を合理化し事後措置を充実していくに当たり、法令違反に対する制裁措置の抑止効果を引き上げる必要があったこと。
 - ③ 他の製品安全法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法）と比して、同一の法益を保護する罰則規定について、適正な罰則を科するべくその整合化を図る必要があったこと。
- 3 法改正により見直された内容は、次のとおりである。
 - ① 法人重課の導入（第59条第一号）

危険又は障害が発生するおそれがあり、かつ危険又は障害の拡大を防止するために、行政が特に必要と認めた場合の命令に対する違反について、法人による違反の場合は個人と比して加重（100倍）された罰金刑を科することとした。この対象は次のとおりである。

 - ア 表示の禁止違反（第12条第一号）
 - イ 危険等防止命令違反（第42条の5）
 - ② 両罰規定の対象の拡大（第57条第二号）

政府代行機関としての指定試験機関から民間第三者検査機関としての国内登録検査機関への位置づけの変更に伴い、国内登録検査機関を両罰規定の対象に含めることとした。なお、国内登録検査機関については、同様の理由からみなし公務員規定（指定試験機関の役員又は職員を罰則の適用については公務員であるとみなす規定）を設けていない。
 - ③ 罰金額の整合化（第57条、第58条、第60条）

罰金額について、他の製品安全法（消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法）と整合するよう引き上げを行った。
- 4 第46条の3の規定による命令は機構に対し行われるものであり、機構の役員又は職員が当該命令に違反した場合に機構の役員は、20万円以下の過料を課されるものとされている。本条において「その違反行為をした」は「機構」を修飾する用語であり、「機構の役員」までを修飾するものではない。したがって例え、役員が命令に違反していなくても職員が当該命令に違反した場合は、役員に対し、20万円以下の過料が課されることとなる。

附 則

附 則 抄

【第1条～第5条】(略)

(旧電気用品取締法の表示に係る特例)

第6条

【解 説】

- 1 平成11年の整理合理化法により、電気用品取締法(旧法)を改正した電気用品安全法(新法)の規制対象となる電気用品については、平成13年の新法施行後、旧法に基づく表示が付された電気用品については経過措置として販売の猶予期間(品目に応じ5、7、10年)を設けるが、その猶予期間終了後は、製造・輸入事業者が新法に基づく検査を行い新法に基づく表示を付さなければ販売できないこととされていた。
- 2 その後、旧法に基づく表示が付された電気用品と新法に基づく表示が付された電気用品の安全性が同等である実態が明らかになったこと等を鑑み、整理合理化法による改正の内容及び経過措置の内容を見直した結果、経過措置の単純延長ではなく、特に期限を設けず旧法表示を新法表示とみなす措置が平成19年の法改正によってなされた。
- 3 この新たな措置を規定するにあたっては、旧法表示に係る経過措置である整理合理化法附則第50条の中には既施行のものがあるため、その改正により今回の措置を講ずることができず、また、今回の措置は過去の改正の施行に伴うものであり本則事項とすることも適当ではないため、電気用品安全法の附則の改正によって規定することとした。
- 4 なお、この原始附則には、第6条から第8条までに、通商産業省設置法の一部改正等の規定が置かれていたところ、これらの規定は既に施行に伴って各法律に溶け込んでおり、残澄に過ぎないため、今回の措置を附則第6条を改めることで規定するとともに、附則第7条及び第8条を削ることとした。

附 則(昭和37年9月15日法律第161号～平成11年7月16日法律第87号)

(略)

附 則(平成11年8月6日法律第121号)抄

(施行期日)

第1条

【解 説】

本条は、整理合理化法の施行期日について定めたものである。

- 1 整理合理化法の施行日は平成12年7月1日であるが、電気用品安全法の主施行日は、平成13年4月1日とした。これは、施行までに十分な適合性検査の体制整備及び関係業界等への周知徹底等を図る期間を設ける必要があるからである。
- 2 ただし、政令品目の公聴会に係る規定(附則第51条)については、新たに規定した特定電気用品の指定について、その性質上主施行日前に行う必要があるため第一号により公布の日をもってその施行日としている。
- 3 また、主施行日に認定(承認)検査機関を認定(承認)するためには、認定(承認)検査機関の申請に関する規定(附則第44条)について主施行日前に施行する必要があるため第二号により平成12年4月1日を施行日としている。
- 4 電気用品安全法の施行に当たり必要な経過措置(附則第45条から第50条まで、第76条及び第77条)については、第五号により同法の主施行日(第10条)と同じ施行日としている。
- 5 製品安全規制の一元化に伴う経済産業省設置法の改正に係る規定(附則第79条)については、第五号により電気用品安全法の施行と同じ施行日としている。
- 6 なお、「第10条の規定」とは、整理合理化法第10条に規定された電気用品取締法から電気用品安全法への改め文を指す。

(電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置)

第44条

【解説】

整理合理化法においては、旧法から新法に改正するにあたり、

- － 規制対象となる製品の定義の見直し（甲種電気用品→特定電気用品など）
- － 義務主体の整理（外国登録製造事業者の廃止）
- － 基準適合に係る義務体系の変更（自主検査義務、検査記録保存義務の新設）
- － 政府認証から民間認証への移行（型式の認可等→証明書の交付）

といった多角的な改正が行われたため、これらに対応した一連の経過措置が、整理合理化法附則第44条から第51条までに設けられた。

本条は、認定（承認）検査機関の認定（承認）に係る申請を主施行日（平成13年4月1日）の前に行うことができることを定めたものである。

- 1 認定（承認）検査機関の業務は、民間の事業であるため、その参入の機会において公平性を確保する必要がある。このため、その認定（承認）の申請を事前に受け付けることにより、施行日に認定（承認）検査機関を認定（承認）し、従来の指定試験機関と比して不公平なく業務を開始することを可能としたものである。
- 2 また、認定（承認）検査機関は、業務の開始前に経済産業大臣に業務規定を届け出なければならないため、業務規定の届出についても主施行日前に行うことができることとした。

第45条

【解説】

本条は、主施行日前にされた型式の認可等に関する申請については、なお、従前の例によることを定めたものである。

- 1 型式の認可、承認及び確認は、附則第47条の経過措置により施行後も一定の効力を有しているため、施行前にされた申請については、従前の例によることとして処分を行うこととしたものである。
- 2 型式試験については、申請、試験、認可等の一連の手続きは一体としてとらえられるものであり、経済産業大臣に申請した場合も指定試験機関に申請した場合も同等に扱うことが適当であるため、施行前にされた指定試験機関に対する型式試験の申請についても、その試験の可否の判定については、従前の例によることとした。
- 3 また、施行前に型式試験に合格したものについては、施行の日には型式の認可等の申請を行っていないものについては、施行の日から10日以内に限り経済産業大臣への型式の認可等の申請を認めることとし、その処分については、従前の例によることとしている。また、前述2により合格したものについても、合格の日から10日以内に限り経済産業大臣への型式の認可等の申請を認めることとしている。

第46条

【解説】

本条は、改正法施行の際現に、甲種電気用品の型式の認可若しくはみなし確認を受け若しくはそれらの申請を行っている者又は乙種電気用品の届出を行っている者は、改正後の規定による届出をしたものとみなすことを定めたものである。

- 1 法改正後においては電気用品の製造事業者又は輸入事業者は事業開始の届出を行う必要があるが、同改正前において同等の手続きを行っている者については、これを届出とみなすことが製造事業者等の負担軽減の観点から適当である。

同改正前において製造事業者又は輸入事業者が行う手続は、甲種電気用品については、登録、型式の認可、承認及び確認並びに型式試験が、乙種電気用品については、事業開始の届出があるが、これらの中で、改正後の届出事項について、すでに届出をしているとみなせるものは、甲種電気用品の型式の認可、承認若しくは確認（申請を含む。）又は乙種電気用品の届出であり、これについては改正後における届出とみなすこととしたものである。

したがって、登録のみを行い型式認可の申請を行っていない登録製造事業者については、施行の日以降製造の事業を行う場合は、改めて事業開始の届出を行わなければならない。

- 2 改正後においては、すべての事業者に対して型式の区分を届出事項としたため、届出事業者とみなされた者についての型式の区分については、改正前に届け出られた電気用品の構造から型式の区分を特定することとし、必要な読み替え規定を置いた。

したがって、例えば、改正前の乙種電気用品の技術基準不適合に係る表示禁止命令については、改正前に届け出られた電気用品の構造が属する型式について発動されることとなる。

- 3 このみなし規定により、届出事業者とみなされた者については、施行と同時に改正後の本法に規定する義務が課されることはいうまでもない。

第47条

【解説】

本条は、型式の認可、承認又は確認の権利を有する者について、施行日以降も、一定期間は一定の権利を保証することを定めたものである。

1 登録製造事業者及び甲種電気用品輸入事業者の場合

改正法施行の際現に型式の認可又は確認を受けている事業者は、その有効期間内において、認可又は確認を受けた型式の電気用品を製造する権利を有しているため、一定期間、その認可又は確認に係る電気用品について改正後における認定検査機関の証明書の保存の義務（第9条第1項）を履行したものとみなすこととしている。

2 外国登録製造事業者の場合

外国登録製造事業者が型式の承認を受けている場合においては、国内の登録製造事業者と同等の権利を有するが、法改正後は、外国登録製造事業者が規制の対象となっていないため、新法の規定でみなすことは困難であり、一定期間従前の例によることとした。

従前とする期間については、附則第50条第2項の旧表示の付された製品が流通できる期間（電気用品ごとにそれぞれ政令で定められた期間のことで、最長は法施行後10年間）又は型式承認の有効期間のいずれか短い方としている。

第48条

【解説】

本条は、改正法施行の際に存する指定試験機関について、6月間に限り認定検査機関とみなすことを定めたものである。

- 1 法改正の後においては、製造事業者又は輸入事業者は、認定検査機関の適合性検査を受けなければ特定電気用品の流通が行えないため、同改正が施行された時点において、認定検査機関が少なくとも一つは認定されている必要がある。附則第44条により、認定の申請がなされ、主施行日当日に認定されれば特に問題は発生しないが、主施行日に一つも認定検査機関が存在しない可能性もあるため、これを避けるために設けた経過措置である。
- 2 従来、政府代行業務として、型式認可及び承認のための試験を行っていた指定試験機関が、従来の試験方法を用いて適合性検査を行うとした場合、その能力からいえば指定試験機関を認定検査機関とみなすことは可能である。しかし、その認定要件に新旧制度の相違点があるため、一定期間の経過の後には新たな認定を行うべく、施行日から6月に限り、改正法施行の際に存在する指定試験機関を認定検査機関とみなすこととしたものである。
- 3 第2項では、この場合における指定試験機関に関する手続、処分、命令等について認定検査機関に関するものとみなすこととしている。

第49条

【解説】

本条は、改正法施行の際現に、甲種電気用品について型式の認可若しくは確認を受け、又は乙種電気用品について届け出を行っている場合には、一定期間、旧表示を付することができることを定めたものである。

- 1 本法において表示は、製品の安全性を政府が確認したことを示すものから、事業者が自ら安全性を確認したことを宣言するものとして、その位置づけを大きく変更したため、旧表示から新表示への移行が速やかに行われることが望ましい。しかしながら、事業者の負担をかんがみ、表示の変更を行うに必要と考えられる期間については、旧表示を付することができることとしたものである。
- 2 旧表示を付することができる期間については1年であるが、金型により表示を付している場合など、表示の変更に相当の期間を要する電気用品として政令で定めるものについては、3年以内において政令で定める期間ま

で旧表示を付すことができることとした。

第50条

【解説】

本条は、外国製造事業者が附則第47条第2項により従前の例により付した表示について、一定期間、その流通を認めることを定めたものである。

- 1 前掲のとおり、表示については、旧表示から新表示への移行が速やかに行われることが望ましい。しかしながら、事業者の負担をかんがみ、製品の流通在庫が存在すると考えられる期間については旧表示の製品を新表示の製品とみなすこととしたものである。
- 2 外国登録製造事業者については、附則第47条第2項と同様に同改正後の規定上は規制の対象となっていないため、なお従前の例によることとしてその権利を保証することとした。
この場合に付される表示は法的には旧表示と位置づけられるが、現実には付される表示は国内製造事業者の新表示とみなされた表示と同じものであるため、実際に販売事業者が確認すべきものは同じ方式の表示であり、その確認に際して負担を生じるものではない。
- 3 流通在庫が存在する期間については、規制対象となっている製品の市場での滞留期間は製品ごとにおおむね3年か5年であるため、みなし期間については5年（メーカー在庫期間が長いもの等については10年）を超えない範囲で政令で定めることとしている。
- 4 なお、平成11年の法改正時には、国内の製造・輸入事業者が旧法に基づき付した表示の移行措置について本条第1項で規定していたが、旧法表示を新法表示とみなす措置に期限を設けないものとするため、平成19年の法改正によって、旧第1項を削除し附則第6条で改めて規定することとした。

第51条

【解説】

本条は、法改正後の政令の制定又は改廃の立案については、主施行日前においてもできることを定めたものである。

- 1 法改正において、第49条の規定は改正されていないが、第2条第2項の規定については「甲種電気用品」にかえて「特定電気用品」を新たに定義しており、施行前に「特定電気用品」の指定について公聴会を開催する必要があるため規定したものである。
- 2 なお、第2条第1項については改正がなされていないため、「電気用品」の指定の変更については、公聴会を開催することが可能であることから、第2条第2項のみ規定している。

（処分等の効力）

第68条

【解説】

本条は、法改正前の規定に相当する規定が改正後にある場合は、その効力について承継する旨規定したものである。

- 1 規制態様の変更、条文等の移動等に伴い、改正前の規定に基づく行為の効力を承継する必要があるため設けた規定である。具体的には、製造事業者又は輸入事業者に対する改善命令等である。
- 2 なお、大幅な制度変更を行う検査機関については、附則第48条第2項において個別の事項にみなし規定を置いている。

（罰則の適用に関する経過措置）

第69条

【解説】

本条は、法改正の施行前にした行為及び附則によりなお従前の例によることとした行為については、改正前の規定の違反があれば、従来どおり改正前の規定によって処罰される旨の規定である。

(その他の経過措置の政令への委任)

第70条

【解説】

本条は、法改正に伴う経過措置について、必要な範囲内で政令でも定めることができることを定めたものである。

(電気工事士法の一部改正)

第76条

(電気工事業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第77条

【解説】

電気用品取締法の一部改正に伴い、同法を引用している条文についての改正を行ったものである。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号～平成12年5月31日法律第91号)

(略)

附 則 (平成15年6月11日法律第76号) 抄

(施行期日)

第1条

【解説】

本条は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第76号（以下「一括法」という。））の施行期日について定めたものである。

- 1 一括法の施行日は平成16年3月1日であるが、主施行日に国内登録検査機関又は外国登録検査機関を登録するためには、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の申請に関する規定（附則第7条第1項）について主施行日前に施行する必要があるので第二号により平成15年10月1日を施行日としている。

(電気用品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第7条

【解説】

本条は、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に係る申請を主施行日（平成16年3月1日）の前に行うことができると及び改正法施行の際に存する認定検査機関又は承認検査機関について、認定又は承認の有効期間の残存期間に限り国内登録検査機関又は外国登録検査機関とみなすことを定めたものである。

- 1 国内登録検査機関又は外国登録検査機関の申請から登録までは一定期間の日数を有することから施行日に国内登録検査機関又は外国登録検査機関を登録するためには、申請を主施行日の前に行うことが必要である。
- 2 また、国内登録検査機関又は外国登録検査機関は、業務の開始前に経済産業大臣に業務規定を届け出なければならないため、業務規定の届出についても主施行日前に行うことができることとした。
- 3 法改正後においても従来試験方法を用いて適合性検査を行うとした場合、その能力からいえば認定検査機関又は承認検査機関を国内登録検査機関又は外国登録検査機関とみなすことは可能であることから、改正法施行の際に存する認定検査機関又は承認検査機関については、登録の申請の手間を省くべく、認定又は承認の有効期間に限り国内登録検査機関又は外国登録検査機関とみなすこととしたものである。

(処分等の効力)

第11条

【解説】

本条は、法改正前の規定に相当する規定が改正後にある場合は、その効力について承継する旨規定したものである。

(罰則の適用に関する経過措置)

第12条

【解説】

本条は、法改正の施行前にした行為及び附則によりなお従前の例によることとした行為については、改正前の規定の違反があれば、従来どおり改正前の規定によって処罰される旨の規定である。

附 則 (平成15年6月18日法律第92号～平成17年7月26日法律第87号)

(略)

附 則 (平成19年11月21日法律第116号) 抄

第1条から第3条

【解説】

附則第1条は、電気用品安全法の一部を改正する法律(平成19年法律第116号)の施行期日について政令に委任するものであり、これを受けた電気用品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成20年政令第168号)によって、施行期日は平成20年11月20日と定められた。

附 則 (平成23年6月22日法律第70号～平成26年6月18日法律第72号)

(略)

附 則 (令和2年6月12日法律第49号) 抄

(施行期日)

第1条

【解説】

電気用品安全法第28条で引用する電気事業法第38条第4項は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)により、電気事業法第38条第3項に改正された。

本条第三号はその施行期日について政令に委任するものであり、これを受けた強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和2年政令第296号)によって、施行期日は令和3年4月1日と定められた。